

平成三十年度第十三回（三月）

諫早市農業委員会総会 議事録

## 平成30年度諫早市農業委員会 第13回総会議事録

1 開催日時 平成31年3月27日(水)開会 午後2時00分～閉会 午後3時20分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 16人

会 長 20番 山開 博俊

会長職務代理者 19番 小森 俊夫

農 業 委 員

1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 6番 前田貞松 8番 菅原篤博

10番 山口勇満 11番 西村ふじ子 12番 馬場誠治

13番 増山太夫 14番 横田 親紀 15番 澤久 進

16番 西尾正信 18番 野副栄治

4 欠席委員 3人

5番 立森和富 7番 末永 進 17番 池田武弘

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第6号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

第7号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件

第8号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 農地改良届出書受理の件

第7号 非農地通知申出書受理の件

第8号 非農地通知書送付の件

7 その他

## 8 事務局

局長 池松 弘 次長 寿柳 知己 参事補兼主任 田中 正和  
主任 半田 智也 技術職員 本川 正彦

## 9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第13回総会を開会いたします。  
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきましてご報告いたします。  
農業委員会の在任委員19名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が  
成立していることをご報告いたします。

なお、5番・立森委員、7番・末永委員、17番・池田委員から欠席の届出が  
あります。

以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議  
事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に8番・菅原委員、14番・横田  
委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を  
受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないように願います。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明しま  
す。

1番、諫早地区、福田町の農地3筆、1,454㎡の贈与を受け、農業に精進するた  
めの申請です。権利取得後の農地面積は39,017㎡で、農業委員会が定める下限面  
積を超えています。トラクターや牧草収穫機等の機械は所有されており、家族と一緒に  
農作業をされています。また、農業に5年間従事され、譲受人宅から申請地まで約50  
0mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ  
ます。

2番、小野地区、小野島町の農地1筆、727㎡を耕作に便利のため、購入する申  
請です。権利取得後の農地面積は24,764㎡で、農業委員会が定める下限面積を超  
えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をさ  
れています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅と申請地は近接してあります  
ので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ  
ます。

3番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、391㎡を耕作に便利のため、購入する申  
請です。権利取得後の農地面積は36,996㎡で、農業委員会が定める下限面積を超  
え

ています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に39年間従事され、譲受人宅と申請地は隣接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

説明は以上です。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、飼料作物を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、玉葱等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、いちご、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、飯盛町佐田の畑205㎡を申請人が駐車場用地にする申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。雨水は道路側へ自然流下、隣接農地所有者との協議書が添付されており、被害発生のおそれはないと思われます。資金計画については、預金通帳で確認しております。

以上です。

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

1番の農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、赤崎町の田31㎡を譲受人が贈与により取得し、既存宅地と併せて住宅用地にする申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。既存宅地と申請地の合計は433.60㎡で許可基準の500㎡以内となっております。隣接する農地はなく被害発生のおそれはないと思われます。

2番、小野島町の畑313㎡を譲受人が贈与により取得し、自己住宅を建築する申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。建物は木造二階建、汚水等は公共下水道接続、隣接農地所有者との協議書が添付されており被害発生のおそれはないと思われます。資金計画については、融資予定証明で確認しております。都市計画法については建築許可済です。

3番、小野島町の田 309 m<sup>2</sup>を借人が使用貸借し、自己住宅を建築する申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅ということで第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。建物は木造二階建、汚水等は公共下水道接続、土地改良区から支障なしとの意見書、隣接農地所有者との協議書が添付されており被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、融資予定証明で確認しております。都市計画法については建築許可申請中です。

4番、中通町の畑2筆計 603 m<sup>2</sup>を譲受人が購入し、店舗及び自己住宅を建築する申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。併用地として申請地の間にある水路 11.06 m<sup>2</sup>を利用するため用途廃止手続中です。建物は木造平屋建2棟、汚水等は合併浄化槽を經由し道路側溝へ放流、隣接農地所有者との協議書が添付されており被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、公共事業による移転補償契約書等で確認しております。

5番、長田町の畑 349 m<sup>2</sup>を借人が使用貸借し、自己住宅を建築する申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。建物は木造二階建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地はなく被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、融資予定証明で確認しております。都市計画法については建築許可申請中です。

6番、猿崎町の畑 368 m<sup>2</sup>を借人が使用貸借し、太陽光発電施設を設置する申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。パネル枚数は 96 枚、設置区域面積は 300 m<sup>2</sup>、売電単価は 18 円です。雨水は水路・溜桝を經由し流下、隣接農地所有者との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、融資予定証明書で確認しております。

7番、猿崎町の畑2筆 計 1,225 m<sup>2</sup>を借人が使用貸借し、太陽光発電施設を設置する申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。パネル枚数は 288 枚、設置区域面積は 800 m<sup>2</sup>、売電単価は 18 円です。雨水は水路・溜桝を經由し流下、隣接農地所有者との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、融資予定証明書で確認しております。

8番、森山町杉谷の畑2筆 計 282 m<sup>2</sup>を借人が賃借し、自己住宅を建築する申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接農地所有者との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、残高証明、融資証明で確認しております。

9番、飯盛町野中の田 208 m<sup>2</sup>を譲受人が共有名義で購入し、自己住宅を建築する申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造2階建、汚水等は合併浄化槽を經由し道路側溝へ放流、隣接農地はなく、被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、融資証明で確認しております。

10番、飯盛町平古場の畑 410 m<sup>2</sup>を譲受人が共有名義で購入し、自己住宅を建築する申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽を經由し道路側溝へ放流、隣接農地所有者との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、融資証明で確認しております。

1 1 番、飯盛町開の畑 2 筆計 300 m<sup>2</sup>を借人が使用貸借し、自己住宅を建築する申請です。1821-2 の 30 m<sup>2</sup>は通路用地となります。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽を経由し水路へ放流、隣接農地所有者との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、融資証明で確認しております。

1 2 番、高来町小峰の畑 1,053 m<sup>2</sup>を譲受人が購入し、太陽光発電施設を設置する申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。パネル枚数は 320 枚、設置区域面積は 964 m<sup>2</sup>、売電単価は 21 円です。雨水排水対策として 3ヶ所に浸透槽を設置、隣接農地所有者との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、残高証明で確認しております。

1 3 番、高来町小峰の畑 2 筆 計 1,264 m<sup>2</sup>を譲受人が購入し、太陽光発電施設を設置する申請です。併用地が隣接する山林 92 m<sup>2</sup>です。農地区分はその他の区域、農振白地です。パネル枚数は 360 枚、設置区域面積は 990 m<sup>2</sup>、売電単価は 21 円です。雨水排水対策として 2ヶ所に浸透槽を設置、隣接農地所有者との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、残高証明で確認しております。

1 4 番、高来町平田の畑 1,340 m<sup>2</sup>を譲受人が購入し、太陽光発電施設を設置する申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。パネル枚数は 360 枚、設置区域面積は 942 m<sup>2</sup>、売電単価は 21 円です。雨水排水対策として 2ヶ所に浸透槽を設置、隣接農地所有者との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。資金計画については、残高証明で確認しております。

説明は以上です。

議 長 議案第 3 号の説明がありましたので、1 番から 3 番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

1 番の説明をします。農地の立地基準については第 3 種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

委 員 委員補足説明を致します。

2 番の説明をします。農地の立地基準については第 3 種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。

3 番の説明をします。農地の立地基準については第 1 種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1 番から 3 番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1 番から 3 番は申請どおり許可することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から3番は申請どおり許可することに決定いたします。

次に、4番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

有喜地区の担当委員から依頼を受け、一緒に現地を確認しましたので私の方から4番の説明をします。農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われま

す。

議 長 ご審議のほどよろしくをお願いします。

4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

次に、5番から7番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

5番の説明をします。農地の立地基準については第3種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われま

す。

委 員 委員補足説明を致します。

6番の説明をします。農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われま

す。

7番の説明をします。農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われま

す。

議 長 ご審議のほどよろしくをお願いします。

5番から7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番から7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番から7番は申請どおり許可することに決定いたします。

次に、8番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

8番の説明をします。農地の立地基準については第3種農地です。担当地区の推進委



員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は申請どおり許可することに決定いたします。

次に、9番から11番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

9番の説明をします。農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。

10番の説明をします。農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。

11番の説明をします。農地の立地基準については第3種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 9番から11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番から11番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番から11番は申請どおり許可することに決定いたします。

次に、12番から14番まで・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

12番、13番の説明をします。農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区別協議会において太陽光発電施設について、色々審議をした訳ですが、水路や浸透槽はどの程度の規模が適正なのかよくわからない。雨量の計算はどうしているのか。地域の自治会長と協議ができたとの話を聞いて推進委員と一緒に確認を取ったところ、問題ないという自治会長の話であった。また、地区協議会の時に、雨水が側溝を流れていくと中学校の所で水路が溢れるという問題が出ているとの話がありますので、そのことについても話し合いができていますのか確認をしたいと思います。できているのであれば問題ないと思います。文書で確認がとれていれば幸いです。

議 長 ただ今、担当委員から過去に水路が溢れて危なかったという状況を聞きました。この

水路に流れ込めば尚更溢れるのではないかということでありましたが、自治会長は了解したということでありました。溢れた場合はどのような対応を考えているのか。口頭だけの確認なのか文書で確認しているのか事務局にお尋ねします。

事務局 今のところ、業者と地元自治会との間で口頭での承諾ということで、文書でのやり取りはされていません。

議長 懸念されるのは、口頭だけでは担当が辞めたなど、すぐに逃げ口上になるものですから文書でどうするのか確約が欲しい。話を聞けばその周辺には逐次、太陽光発電施設がくるということを知っていますので、文書で確約をとってもらえないかという委員さんからの話であります。別の水路に回したら水量がこれ以上増えないという説明を地区別協議会の時に受けました。このことについて、文書で回答を欲しいという依頼ですがいかがでしょうか。

委員 そういう地区からの意見があったということであれば、業者と地元自治会へ伝えて頂いて、今回は保留という形をとって、その結果を受けて次の総会に諮ることが地区の協議会の意見を尊重する上で大事ではないかと思えます。

議長 今回は保留にして文書が提出されてから次回の総会に諮るという意見がありますけれども、文書が提出された時点で許可をするということはどうでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 基本的には問題ないのですが、水路から溢れているという事態が発生しておりますので、委員さん達に中に入ってもらって文書でのやり取りを交わしてもらってから許可をするということよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

次に、14番について、担当地区の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

14番の説明をします。農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区別協議会で協議しました。14番は申請地のすぐ下に道路があって側溝ではなくて水田のための水路があります。そういうことで、水利組合の許可を受けて下さいということをお願いしていたところ、昨日、関係の役員から連絡がありました。被害が発生した場合は補償しますとの話が業者と口頭でされたとのことでした。14番は、12番、13番と同じ業者なので同じ取り扱いをお願いできたらいいなと思っています。

議長 水路が壊れたら責任もって補償するという確約ですか。

委員 そうですね。浸透槽を設置するとされていますが、そのすぐ下にさっき言った水路があります。崩れて被害が生じた時は責任もって対応すると話がされていますが、文書で取り交わすことはしていないので、12番、13番と同じ取り扱いをしてもらえればいinaと思います。よろしくをお願いします。

議長 この14番は、崩れた時は責任もって対応すると被害防除計画が提出されている。雨水が水路に流れ込むのかどうかははっきりわからないので、そこが原因で水利組合の水路が壊れたときはちゃんとするのかどうかということですが。

委員 現地の状況は下に集落があって大雨時は何回となくそこから水が流れて来るという

苦情が常時あっている。太陽光発電施設を設置したら、更にそういう恐れが大きくなるということを言われました。おそらく水路に繋ぐということには同意されていないと思う。自然浸透槽で石垣とか壊れる恐れがあるということで何かあった時は責任もって補償して下さいという話をしたと昨日聞きました。以上です。

議 長 話をしたということを書きで交わして下さいということですか。

委 員 12番、13番と同じ業者なので、書きで取り交わしていただければ、何かあった時に関係者は助かると思います。同じ取り扱いということは書きでということですか。

議 長 事務局に確認します。浸透槽だけじゃなく、ため池も造るのか。

事務局 12、13、14番は浸透槽だけです。

議 長 12番から14番は、同じ業者なのでそういう確約を書きで交わして下さいというお願いをしてから許可をするということですか。

委 員 保留ですね。

議 長 12番から14番については書きで覚書書を書きで交わしてから許可書を発行するという格好をとりたいと思いますがいかがですか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、そのようにいたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

議 長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、小野地区、赤崎町の農地2筆、7、494㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、小野島町の農地3筆、4、470㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

3番から5番までは、借人が同一の案件です。3番、飯盛地区、飯盛町古場の農地3筆、1、595㎡、4番、飯盛地区、飯盛町古場の農地3筆、1、931㎡、5番、飯盛地区、飯盛町古場の農地2筆、1、539㎡、計8筆、5、065㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、繁殖牛、飼料作物の生産を主体に経営されています。

6番と7番は、譲受人が同一の案件です。6番、長田地区、小豆崎町の農地2筆、971㎡、7番、長田地区、西里町の農地1筆、356㎡、計3筆、1、327㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、菊の生産を主体に経営されています。

8番、森山地区、森山町本村の農地3筆、5、965㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

9番と10番は、譲受人が同一の案件です。9番、小長井地区、小長井町打越の農地1筆、564㎡、10番、小長井地区、小長井町打越の農地1筆、213㎡、計77

7㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、ブローラー、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

以上、1番～10番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上です。

議長 議案第4号の説明がありました。1番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から10番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から10番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の11番から13番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号と議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第4号の11番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,042㎡を議案第5号の1番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、カーネーション等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の12番、飯盛地区、飯盛町後田の農地8筆、5,101㎡を議案第5号の2番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、カーネーション等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の13番、飯盛地区、飯盛町山口の農地4筆、3,358㎡を、議案第5号の3番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、大根、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第5号の配分計画の変更について説明します。

既に、農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町本村の農地2筆、6,028㎡について、議案第5号の4番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、自分の農地の耕作を再開することになります。

契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年7か月となっています。

以上、第4号議案の11番から13番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第5号議案の1番から4番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

説明は以上です。

議長 議案第4号の11番から13番、また、議案第5号の1番から4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第4号の11番から13番を許可し、議案第5号の1番から4番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号の11番から13番を許可し、議案第5号の1番から4番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第6号) 次に、議案第6号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。

議長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第6号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を説明します。本案は、地籍調査課が地籍調査をした結果、登記地目の変更を予定している土地について、意見を求められているものです。

1番、諫早地区、新道町、西郷町、野中町の土地127筆のうち1筆については、農地以外から農地に変更が予定され、残りの126筆については、農地から農地以外に変更が予定されています。すべて市街化区域内の農地で、転用する際には許可申請ではなく、届出に相当するものとなります。また、変更後の地目が畑となるものや、県や市が公共の目的で公衆用道路などに転用したのものについても許可申請は不要です。

2番、小栗地区、小ヶ倉町の土地140筆のうち24筆については、農地以外から農地に変更が予定され、残りの116筆については、農地から農地以外に変更が予定されています。変更後の地目が田や畑となるものや、県や市が公共の目的で公衆用道路に転用したのものについては、許可申請は不要です。また、変更後の地目が山林、原野となるもののうち、利用状況調査の際にB分類と確認できなかったものや、宅地や雑種地となるもののうち、転用許可の確認ができなかったものについては、農業委員、担当地区の推進委員、事務局職員が現地や航空写真を確認しております。

説明は以上です。

議長 議案第6号について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号の地籍調査による農地地目の変更については「異議なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の地籍調査による農地地目の変更について

は「異議なし」とすることに決定いたします。ただ今の意見については、当委員会の意見として市に回答することといたします。

(議案第7号) 次に、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件」を議題といたします。

議長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件」を説明します。

平成21年12月施行の農地法改正により、各市町村の農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに規定する別段の面積を設定できることとなりました。本農業委員会においては、平成21年12月に別段面積の設定が行われました。その後、平成22年12月に農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」が一部改正され、農業委員会は、毎年、別段面積の設定又は修正の必要性を検討することとされました。このことにより、平成31年度の下限面積(別段面積)の設定について、提案するものです。提案内容は、平成30年度から設定面積の変更はなく、農地法施行規則第17条第1項を適用するものとなっています。農地法施行規則第17条第1項第3号の規定により、定めようとする面積未満の農地を耕作している農家数が、農家総数の概ね百分の四十を下回らないように算定することとされています。算定した結果、昨年と比べ、設定面積未満の農家数の割合に大きな変化がなかったことから、平成31年度の別段面積の変更は行わない旨、提案いたします。

説明は以上です。

議長 議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件」について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件」については「異議なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件」については「異議なし」とすることに決定いたします。

(議案第8号) 次に、議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

議長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を説明します。

下記の者について農業委員会等に関する法律第17条の規定により委嘱することについて農業委員会の承認を求めるものです。該当者が中央・本野地区の農地利用最適化推進委員「吉野 正」候補者です。提案の理由といたしましては、中央・本野地区の農地利用最適化推進委員の欠員に伴う公募を行い、団体より推薦があった上記の者について、平成31年2月21日開催された農業委員候補者評価委員会において、適任であるとの回答を得ましたので、農業委員会等に関する法律第17条の規定により委嘱することについて農業委員会の承認を求めるものです。

説明は以上です。

議長 議案第8号について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、「吉野 正」氏を中央・本野地区の農地利用最適化推進委員に委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、「吉野 正」氏を中央・本野地区の農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区、小栗地区、小野地区、多良見地区、森山地区、高来地区、小長井地区から各1件、長田地区から4件の届出を受理しています。届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から1件、長田地区から1件、森山地区から6件、合計8件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区と長田地区の各1件は、借人へ売買するため、森山地区の6件は、都合により耕作できなくなったためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきまして報告します。

1番 小船越町の田3.61㎡を通路用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきまして報告します。

1番 城見町の畑318㎡を保育園の園庭用地にする売買の届出です。

2番 小野町の畑406㎡と併用地の宅地554.78㎡に共同住宅2棟を建築する売買の届出です。

3番 久山町の田3筆 計2,461㎡と併用地の雑種地47㎡に共同住宅3棟を建築する売買の届出です。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、多良見町化屋の畑208㎡の一部10.50㎡に井戸を設置する届出です。

報告第6号「農地改良届出書受理の件」についてご説明します。

1番、本野町の田748㎡を水稻作付けから畑作へ転換を行うための届けが出ています。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、有喜地区から1件、高来地区から1件で、合計3件、筆数3筆、面積6,613㎡の非農地通知の申出を受けております。いずれも、農地の利用状況調査でB分類、農振白地です。

報告第8号「非農地通知書送付の件」について報告します。

高来地区の農地のうち、利用状況調査においてB分類と判定され、農振白地である農地について、2月15日に、非農地通知を発送しております。発送後、所有者による異議申立がなく、非農地となったものが、所有者数で660人、筆数1,488筆、面積1,126,124.49㎡となっております。

報告につきましては、以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可 3件。

議案第2号 農地法第4条許可 1件。

議案第3号 農地法第5条許可 14件。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 13件。

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画 4件。

議案第6号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件 1件。

議案第7号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件 1件。

議案第8号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 1件。

以上、審議件数は、全部で38件ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 それでは、これもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第13回総会を閉会いたします。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)